## 特定生産緑地(葛飾区)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

番号	位 置	生産緑地地区番号	面積					図
			生産緑地	特定生産緑地		申出基準日	備考	面
			地 区 (都市計画)	すでに指定されて いる区域	新たに指定す る区域			番号
59-2	葛飾区東水元六丁目地内	59	約 2, 110 ㎡	約 1, 060 ㎡	約 620 ㎡	2023年10月29日	一部指定により平 成4年指定の430 ㎡は指定しない	1
60-2	葛飾区東水元六丁目地内	60	約 2, 410 ㎡	約 1,650 ㎡	約 760 ㎡	2024年10月12日		1
213-2	葛飾区東水元五丁目地内	213	約 650 ㎡	約 450 ㎡	約 200 ㎡	2023年10月29日		1
215-1	葛飾区東水元五丁目地内	215	約 1, 400 ㎡	0 m²	約 1, 400 ㎡	2023年10月29日		1
216-1	葛飾区東水元五丁目地内	216	約 830 ㎡	0 m²	約 830 m²	2023年10月29日		1
204-1	葛飾区水元四丁目地内	204	約 610 ㎡	0 m²	約 610 ㎡	2023年10月29日		2
212-1	葛飾区東水元四丁目地内	212	約 1,010 ㎡	0 m²	約 1,010 ㎡	2023年10月29日		2
110-2	葛飾区西水元三丁目地内	110	約 2, 450 ㎡	約 2, 210 ㎡	約 240 m²	2023年10月29日		3
234-1	葛飾区西水元三丁目地内	234	約 1, 690 ㎡	0 m²	約 1,690 ㎡	2024年10月12日		3
184-2	葛飾区奥戸五丁目地内	184	約 1,750 ㎡	約 1, 240 ㎡	約 510 ㎡	2023年10月29日	_	4

「区域は指定図表示のとおり」